

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月28日
【計算期間】	第44期特定期間（自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日）
【ファンド名】	大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-3434-6630
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型投信 <u>追加型投信</u>	<u>国内</u> 海外 内外	株式 <u>債券</u> 不動産投信 その他資産 資産複合	<u>MMF</u> MRF ETF

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株 <u>債券</u> <u>一般</u> 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） <u>日々</u> その他	グローバル <u>日本</u> 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

<商品分類の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

MMF（マネー・マネージメント・ファンド）

「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいいます。

<属性区分の定義>

債券 一般

商品分類表において債券に分類されるもののうち以下の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

公 債・・・目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

社 債・・・目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

その他債券・・・目論見書または信託約款において、国債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

日々

目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

- わが国の国債証券、政府保証債券やコマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等を中心に投資します。
- ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に従い運用します。

<主な内容>

●組入有価証券等の範囲（主なもの）

1. わが国の国債証券、政府保証債券および日銀が発行する債券（以下「国債等」といいます。）
2. 国債等以外の有価証券については、取得時において2社以上の信用格付業者等により、P-2またはA-2相当以上の短期信用格付もしくはBBBフラットまたはBaa2相当以上の長期信用格付を受けているもの。

●組入資産の残存期間

1. 組入資産（満期保有目的債券を除く。）は、受渡日から償還日または満期日までの期間（残存期間）が1年を超えないものとします。
2. 組入資産（満期保有目的債券を含む。）の平均残存期間は、180日を超えないものとします。

- 毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当いたします。
- 収益分配金は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの1ヵ月分をまとめて税引後、当月の最終営業日に自動的に全額再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

④信託金限度額

信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

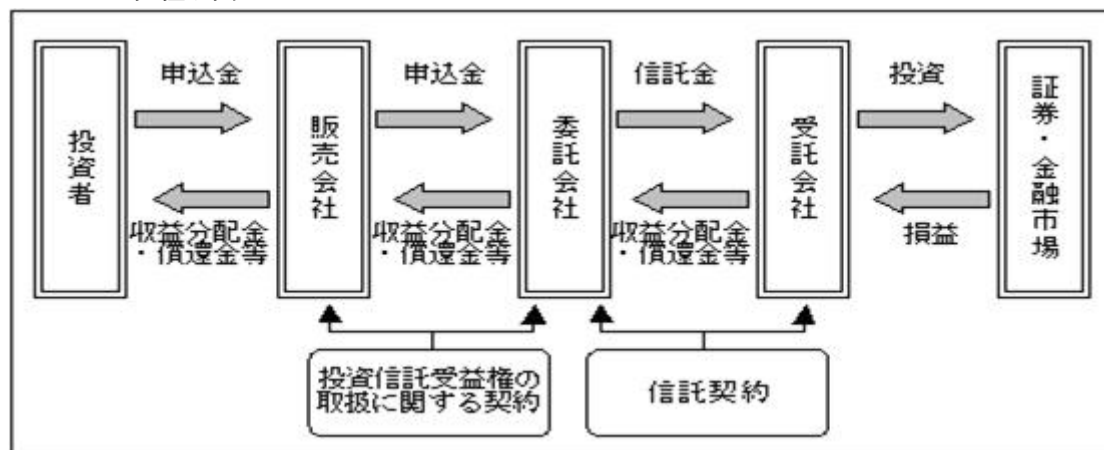
(2) 【ファンドの沿革】

平成4年5月8日

信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み図



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

③委託会社の概況

a. 資本金

平成25年12月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日

第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成 9年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成25年12月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ①内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。
- ②わが国の国債証券、政府保証債券やコマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等を中心に投資します。
- ③組入資産は、主として受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないものとします。
- ④その他、一般社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に従い運用します。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定めるものに限りま。
- (3) 金銭債権
- (4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

②運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 社債券（新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りま。
- (5) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (6) コマーシャル・ペーパー
- (7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- (8) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- (9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (11) 貸付債権信託受益権（銀行、協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関または信託会社の貸付債権を信託する信託の受益権をいいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

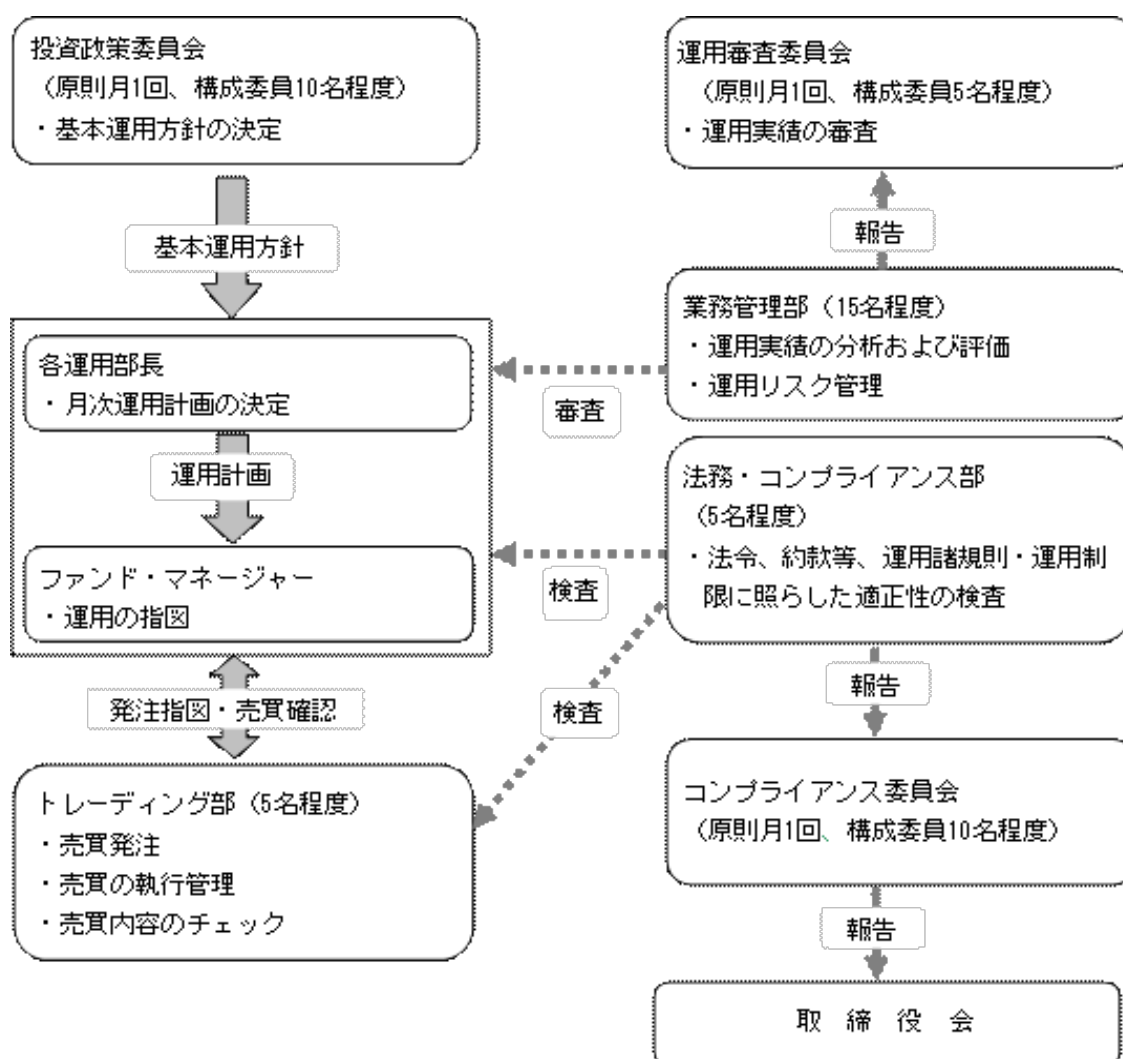
なお、(1) から (5) までの証券および (7) の証券または証書のうち (1) から (5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。

収益分配金は毎日算出され、平均分配率（年率、税引前）につきましては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。

②収益の分配

信託財産から生ずる利益（aに掲げる収益等の合計額から、bに掲げる経費等の合計額を控除して計算した金額で純資産総額の元本超過額をいいます。）は、その全額を毎決算時に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、決算時において損失（aの合計額がbの合計額に満たない場合の当該差額をいいます。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

- a. 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- b. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

③収益分配金の再投資

- a. 前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金（委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を除きます。）は、当月の最終営業日に販売会社に交付します。
- b. 販売会社は、自動継続投資約款にしたがった契約に基づき、受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の購入申込に応じたものとします。
- c. 委託会社は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金のうち、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を、この信託の受益権の購入申込金として、受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の購入申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの購入価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の購入申込に応じたことにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- d. 上記bおよびcにかかわらず、委託会社または販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該購入申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による購入申込とみなします。
- e. 換金申込が行われた場合に、当該換金申込に帰属する収益分配金があるときは、bからdの規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- b. （１）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- （２）委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(3) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の予約を指図することができます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

(3) リスクの管理体制

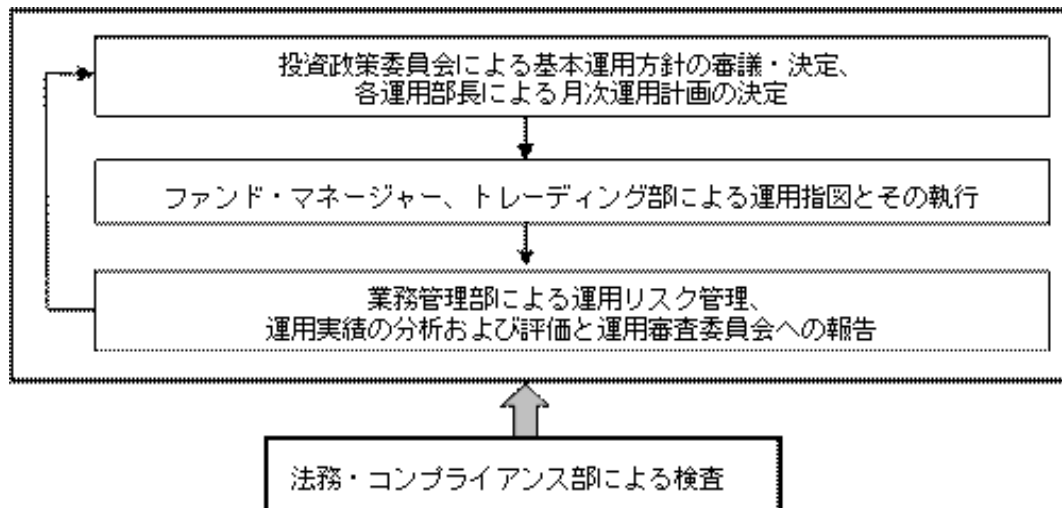
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、受益権の取得日から換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない換金申込については、1万口につき10円の信託財産留保額※を負担いただきます。なお、この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金にかかる受益権の取得日に取得されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託元本額に年0.5071%以内の率を乗じて得た額とします。各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期間にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて次の通りになります。

- 年換算収益分配率が6%未満の場合は、信託元本の額に年0.3557%以内の率を乗じた額とし、かつ該当年換算収益分配率を上回らないものとします。
- 年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合は、信託元本の額に年0.4056%の率を乗じた額とします。
- 年換算収益分配率が8%以上の場合は、信託元本の額に対し年0.5071%の率を乗じた額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

	委託会社	受託会社	販売会社
年換算収益分配率が 6%未満の場合	年0.08%以内	年0.025%以内	年0.2507%以内 (税込)
年換算収益分配率が 6%以上8%未満の場合	年0.085%	年0.025%	年0.2956% (税込)
年換算収益分配率が 8%以上の場合	年0.11%	年0.025%	年0.3721% (税込)

上記の信託報酬は、毎月最終営業日および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドの信託財産中から支弁します。
 - ②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.000525%※（税抜0.0005%）を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。
※消費税率が8%になった場合は、年0.00054%となります。
 - ③証券取引に伴う手数料等は、信託財産が負担します。
- 上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金または換金（解約）時および償還時の元本超過額については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉分離課税が行われます。

ファンドは、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（マル優制度）のご利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。マル優制度をご利用した場合、お一人元本350万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）まで前述の税金はかかりません。詳しくは販売会社にお問合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金または換金（解約）時および償還時の元本超過額については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成25年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	10,799	55.93
地方債証券	日本	100	0.52
特殊債券	日本	1,202	6.22
コール・ローン	日本	1,706	8.84
その他の資産（負債差引後）	日本	5,502	28.49
合計（純資産総額）	—	19,309	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成25年12月30日現在）

	国名	種類	銘柄名	券面総額（円）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％）	償還日
1	日本	国債証券	第400回国庫短期証券	2,000,000,000	99.99 1,999,958,656	99.99 1,999,958,656	10.36	—	H26.1.14
2	日本	国債証券	第415回国庫短期証券	2,000,000,000	99.98 1,999,767,657	99.98 1,999,767,657	10.36	—	H26.3.17
3	日本	国債証券	第409回国庫短期証券	1,400,000,000	99.99 1,399,899,479	99.99 1,399,899,479	7.25	—	H26.2.17
4	日本	国債証券	第407回国庫短期証券	1,200,000,000	99.99 1,199,911,143	99.99 1,199,911,143	6.21	—	H26.2.10
5	日本	国債証券	第315回利付国債（2年）	1,000,000,000	99.99 999,988,270	99.99 999,988,270	5.18	0.10	H26.4.15
6	日本	国債証券	第352回国庫短期証券	1,000,000,000	99.97 999,796,910	99.97 999,796,910	5.18	—	H26.3.20
7	日本	国債証券	第410回国庫短期証券	800,000,000	99.99 799,932,442	99.99 799,932,442	4.14	—	H26.2.24
8	日本	国債証券	第414回国庫短期証券	700,000,000	99.99 699,932,744	99.99 699,932,744	3.62	—	H26.3.10
9	日本	国債証券	第420回国庫短期証券	500,000,000	99.98 499,929,866	99.98 499,929,866	2.59	—	H26.3.28
10	日本	特殊債券	第15回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	100.12 400,492,444	100.12 400,492,444	2.07	0.30	H26.9.19
11	日本	特殊債券	第11回東日本高速道路株式会社社債	300,000,000	100.06 300,187,548	100.06 300,187,548	1.55	0.42	H26.3.20
12	日本	特殊債券	第4回首都高速道路株式会社社債	200,000,000	100.39 200,799,002	100.39 200,799,002	1.04	0.69	H26.9.19
13	日本	特殊債券	第13回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	100.09 200,183,260	100.09 200,183,260	1.04	0.32	H26.6.20
14	日本	国債証券	第346回国庫短期証券	200,000,000	99.99 199,985,532	99.99 199,985,532	1.04	—	H26.2.20

15	日本	地方債証券	平成21年度第3回 静岡県公募公債 (5年)	100,000,000	100.36 100,360,856	100.36 100,360,856	0.52	0.77	H26.7.23
16	日本	特殊債券	第27回株式会社 日本政策金融公 庫社債	100,000,000	100.02 100,022,744	100.02 100,022,744	0.52	0.16	H26.9.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成25年12月30日現在）

種類	投資比率(%)
国債証券	55.93
地方債証券	0.52
特殊債券	6.22
合計	62.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第25期 特定期間 (平成16年5月31日現在)	61,190	61,211	1.0000	1.0003
第26期 特定期間 (平成16年11月30日現在)	53,791	53,803	1.0000	1.0002
第27期 特定期間 (平成17年5月31日現在)	50,628	50,637	1.0000	1.0002
第28期 特定期間 (平成17年11月30日現在)	49,126	49,135	1.0000	1.0002
第29期 特定期間 (平成18年5月31日現在)	45,681	45,692	1.0000	1.0002
第30期 特定期間 (平成18年11月30日現在)	44,572	44,621	1.0000	1.0011
第31期 特定期間 (平成19年5月31日現在)	43,914	43,990	1.0000	1.0017
第32期 特定期間 (平成19年11月30日現在)	24,085	24,142	1.0000	1.0023
第33期 特定期間 (平成20年5月31日現在)	26,945	27,021	1.0000	1.0028
第34期 特定期間 (平成20年11月30日現在)	28,472	28,554	1.0000	1.0029

第35期 特定期間 (平成21年5月31日現在)	25,651	25,696	1.0000	1.0017
第36期 特定期間 (平成21年11月30日現在)	25,480	25,508	1.0000	1.0011
第37期 特定期間 (平成22年5月31日現在)	24,127	24,144	1.0000	1.0007
第38期 特定期間 (平成22年11月30日現在)	22,972	22,984	1.0000	1.0005
第39期 特定期間 (平成23年5月31日現在)	21,926	21,936	1.0000	1.0005
第40期 特定期間 (平成23年11月30日現在)	19,934	19,942	1.0000	1.0004
第41期 特定期間 (平成24年5月31日現在)	19,314	19,322	1.0000	1.0004
第42期 特定期間 (平成24年11月30日現在)	17,964	17,971	1.0000	1.0004
第43期 特定期間 (平成25年5月31日現在)	17,837	17,843	1.0000	1.0003
第44期 特定期間 (平成25年11月30日現在)	18,911	18,917	1.0000	1.0003
平成24年12月末日	17,931	—	1.0000	—
平成25年1月末日	17,947	—	1.0000	—
平成25年2月末日	17,894	—	1.0000	—
平成25年3月末日	17,727	—	1.0000	—
平成25年4月末日	17,908	—	1.0000	—
平成25年5月末日	17,837	—	1.0000	—
平成25年6月末日	17,692	—	1.0000	—
平成25年7月末日	17,845	—	1.0000	—
平成25年8月末日	17,763	—	1.0000	—
平成25年9月末日	17,842	—	1.0000	—
平成25年10月末日	18,126	—	1.0000	—
平成25年11月末日	18,911	—	1.0000	—
平成25年12月末日	19,309	—	1.0000	—

（注）分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヶ月毎）に支払われた1口当りの分配付純資産額を乗じて算出しております。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第25期 特定期間（平成15年12月1日～平成16年5月31日）	0.0003480
第26期 特定期間（平成16年6月1日～平成16年11月30日）	0.0002240
第27期 特定期間（平成16年12月1日～平成17年5月31日）	0.0001810
第28期 特定期間（平成17年6月1日～平成17年11月30日）	0.0001900
第29期 特定期間（平成17年12月1日～平成18年5月31日）	0.0002380
第30期 特定期間（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	0.0010990
第31期 特定期間（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	0.0017400
第32期 特定期間（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	0.0023460
第33期 特定期間（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	0.0028380
第34期 特定期間（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	0.0028840

第35期 特定期間（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	0.0017360
第36期 特定期間（平成21年6月1日～平成21年11月30日）	0.0011170
第37期 特定期間（平成21年12月1日～平成22年5月31日）	0.0007000
第38期 特定期間（平成22年6月1日～平成22年11月30日）	0.0005400
第39期 特定期間（平成22年12月1日～平成23年5月31日）	0.0004560
第40期 特定期間（平成23年6月1日～平成23年11月30日）	0.0004230
第41期 特定期間（平成23年12月1日～平成24年5月31日）	0.0004090
第42期 特定期間（平成24年6月1日～平成24年11月30日）	0.0003700
第43期 特定期間（平成24年12月1日～平成25年5月31日）	0.0003280
第44期 特定期間（平成25年6月1日～平成25年11月30日）	0.0003080

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第25期 特定期間（平成15年12月1日～平成16年5月31日）	0.03
第26期 特定期間（平成16年6月1日～平成16年11月30日）	0.02
第27期 特定期間（平成16年12月1日～平成17年5月31日）	0.02
第28期 特定期間（平成17年6月1日～平成17年11月30日）	0.02
第29期 特定期間（平成17年12月1日～平成18年5月31日）	0.02
第30期 特定期間（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	0.11
第31期 特定期間（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	0.17
第32期 特定期間（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	0.23
第33期 特定期間（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	0.28
第34期 特定期間（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	0.29
第35期 特定期間（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	0.17
第36期 特定期間（平成21年6月1日～平成21年11月30日）	0.11
第37期 特定期間（平成21年12月1日～平成22年5月31日）	0.07
第38期 特定期間（平成22年6月1日～平成22年11月30日）	0.05
第39期 特定期間（平成22年12月1日～平成23年5月31日）	0.05
第40期 特定期間（平成23年6月1日～平成23年11月30日）	0.04
第41期 特定期間（平成23年12月1日～平成24年5月31日）	0.04
第42期 特定期間（平成24年6月1日～平成24年11月30日）	0.04
第43期 特定期間（平成24年12月1日～平成25年5月31日）	0.03
第44期 特定期間（平成25年6月1日～平成25年11月30日）	0.03

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第25期 特定期間（平成15年12月1日～平成16年5月31日）	7,652,046,393	9,179,475,436
第26期 特定期間（平成16年6月1日～平成16年11月30日）	5,098,815,344	12,498,382,221
第27期 特定期間（平成16年12月1日～平成17年5月31日）	5,283,236,566	8,445,584,506
第28期 特定期間（平成17年6月1日～平成17年11月30日）	5,033,436,413	6,535,922,358
第29期 特定期間（平成17年12月1日～平成18年5月31日）	4,665,010,711	8,110,125,743
第30期 特定期間（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	4,396,572,767	5,505,394,720

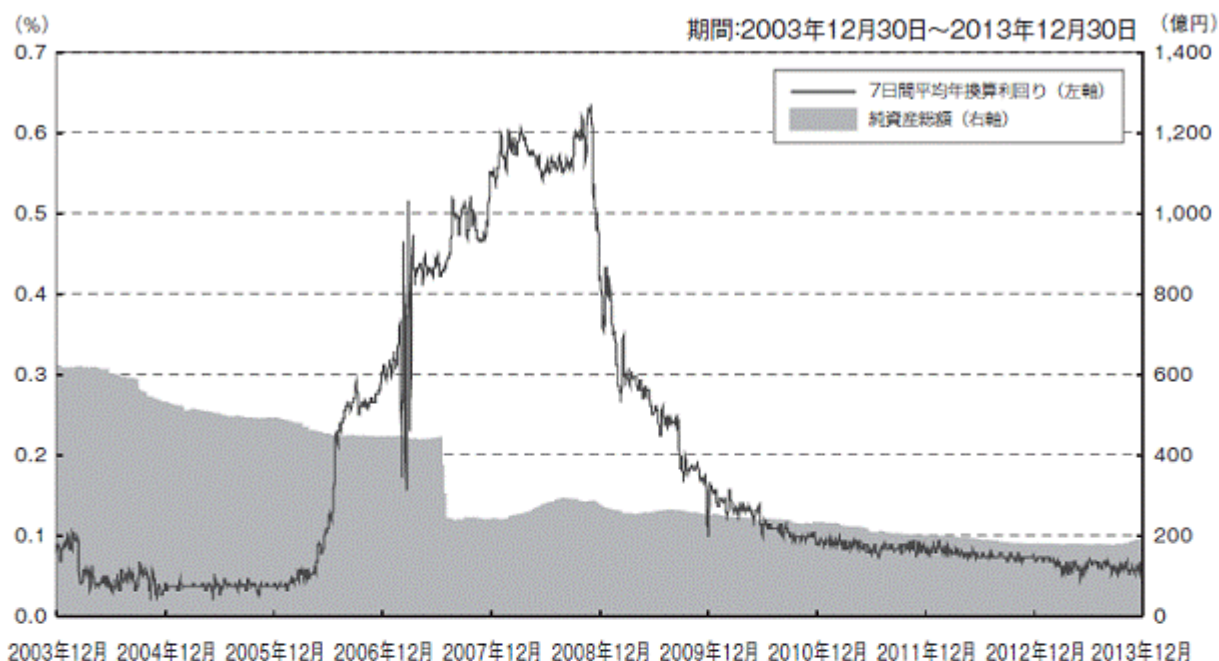
第31期 特定期間（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	5,932,438,796	6,589,969,142
第32期 特定期間（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	6,522,516,380	26,352,307,901
第33期 特定期間（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	8,244,973,142	5,384,852,118
第34期 特定期間（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	10,117,167,626	8,589,464,271
第35期 特定期間（平成20年12月1日～平成21年5月31日）	5,256,841,592	8,077,896,558
第36期 特定期間（平成21年6月1日～平成21年11月30日）	5,661,070,410	5,832,424,990
第37期 特定期間（平成21年12月1日～平成22年5月31日）	4,014,783,312	5,368,246,659
第38期 特定期間（平成22年6月1日～平成22年11月30日）	3,682,820,451	4,837,211,798
第39期 特定期間（平成22年12月1日～平成23年5月31日）	3,727,943,232	4,774,463,249
第40期 特定期間（平成23年6月1日～平成23年11月30日）	2,833,965,057	4,825,988,751
第41期 特定期間（平成23年12月1日～平成24年5月31日）	2,487,290,566	3,107,191,034
第42期 特定期間（平成24年6月1日～平成24年11月30日）	1,729,623,117	3,079,572,892
第43期 特定期間（平成24年12月1日～平成25年5月31日）	2,738,615,649	2,865,656,182
第44期 特定期間（平成25年6月1日～平成25年11月30日）	3,688,023,782	2,614,197,918

（注） 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）運用実績

2013年12月30日現在

7日間平均年換算利回り・純資産の推移



※7日間平均年換算利回りは税引前です。

※分配金の安定化を図るため、2007年4月9日に信託報酬率の計算方法を改定しました。

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名 (銘柄数18)※1	種類	比率
第406回国庫短期証券※2	国債証券	25.9%
第400回国庫短期証券	国債証券	10.4%
第415回国庫短期証券	国債証券	10.4%
第409回国庫短期証券	国債証券	7.3%
第407回国庫短期証券	国債証券	6.2%
第315回利付国債（2年）	国債証券	5.2%
第352回国庫短期証券	国債証券	5.2%
第410回国庫短期証券	国債証券	4.1%
第414回国庫短期証券	国債証券	3.6%
第352回国庫短期証券※2	国債証券	3.6%

※1 銘柄数には現先取引により取得したものを含みます。

※2 現先取引により保有している債券です。

●投資比率

債券	92.2%
国債証券	85.4%
地方債証券	0.5%
特殊債券（除く金融債券）	6.2%
金融債券	—
普通社債券	—
コール・ローン、その他	7.8%
合 計	100.0%

※債券には現先取引により取得したものを含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資」専用ファンドです。
- ②ファンドの受益権の購入申込は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申込み旨の申込書を提出します。申込者は販売会社との間で「自動継続投資約款※」に従って「分配金再投資契約※」を締結するものとします。
※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。
- ③非課税貯蓄制度（マル優）をご利用する場合、購入申込者（受益者）はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。
- ④ファンドの購入申込は毎営業日受付けます。受付時間は販売会社によって異なることもあります。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。
- ⑤受益権の発行価格は、購入申込受付日の前日の基準価額とします。
 - ・販売会社が購入代金の払込みを購入申込受付日の正午以前に確認した場合は、購入申込受付日が購入日となります。ただし、購入申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、購入申込受付日が購入日となる申込には応じないものとします。
 - ・販売会社が購入代金の払込みを購入申込受付日の正午を過ぎてから確認した場合は、購入申込受付日の翌営業日が購入日となります。ただし、購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、購入申込受付日の翌営業日以降、最初に前日の基準価額が1口当たり1円になった営業日を購入日とします。
- ⑥申込手数料はありません。
- ⑦ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑧金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、委託会社に換金申込をすることができます。
- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。換金申込の受付時間については、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社へご確認ください。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。
- ③換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金代金および換金申込にかかる収益分配金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から、販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる換金代金および換金申込にかかる収益分配金についての支払場所は、委託会社において行います。

換金申込受付日当日に換金代金相当額の受取りを希望する受益者には、受益者と販売会社との間の「自動継続投資約款」に基づく手続に従い、即日引出し（キャッシング）を利用することができます。なお、委託会社ならびに一部の販売会社においては、即日引出しの取扱いはありません。詳細につきましては、販売会社にてご確認ください。

- ⑤ 受益権の取得日から換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない換金申込については、1万口につき10円の信託財産留保額※を負担いただきます。なお、この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金にかかる受益権の取得日に取得されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ⑥ 受益者が、換金申込をするときは、委託会社または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ⑧ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことがあります。
- ⑨ 上記⑧により換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして当該日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

一般社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に基づくファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

＜組入れ債券等の評価＞

- （1）組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

- ① 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ② 金融商品取引業者または銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）
- ③ 価格情報会社の提供する価額

- （2）その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用できるものとする。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無制限ですが、後述の「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は信託期間中の各1日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) 上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) 上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)および(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) 上記(4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記の「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合は、委託会社は、下記の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

年2回（5月、11月）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

①前月最終営業日から当月最終営業日の前日までの収益分配金は、当月最終営業日に販売会社に交付されます。

販売会社は、収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。ただし、委託会社の自らの募集に係る受益権に帰属する当該収益分配金は、委託会社において収益分配金の再投資に係る売付を行います。

収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②換金申込に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として換金申込を受付けた日の翌営業日から、信託終了時の受益権に帰属する収益分配金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社にて支払を開始します。ただし、委託会社の自らの募集に係る当該収益分配金は委託会社において支払を行います。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金の支払は、委託会社において行います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する換金代金の支払は、委託会社において行います。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）反対者の買取請求権

前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内

容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、第44期特定期間（平成25年6月1日から平成25年11月30日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第43期 特定期間 (平成25年5月31日現在)	第44期 特定期間 (平成25年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	245,631	29,448
コール・ローン	5,338,739,364	2,108,876,774
国債証券	12,497,709,588	10,399,099,413
地方債証券	—	100,413,896
特殊債券	—	1,201,938,738
現先取引勘定	—	5,099,286,000
未収利息	113,628	868,411
前払費用	19,178	196,343
流動資産合計	17,836,827,389	18,910,709,023
資産合計	17,836,827,389	18,910,709,023
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,836	56,731
未払受託者報酬	586	1,242
未払委託者報酬	7,770	16,476
その他未払費用	256	536
流動負債合計	26,448	74,985
負債合計	26,448	74,985
純資産の部		
元本等		
元本	17,836,792,007	18,910,617,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,934	16,167
元本等合計	17,836,800,941	18,910,634,038
純資産合計	17,836,800,941	18,910,634,038
負債純資産合計	17,836,827,389	18,910,709,023

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第43期 特定期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	第44期 特定期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)
営業収益		
受取利息	1,945,012	3,632,872
有価証券売買等損益	5,692,018	3,534,759
その他収益	54,051	23,420
営業収益合計	7,691,081	7,191,051
営業費用		
受託者報酬	126,008	113,898
委託者報酬	1,651,737	1,518,333
その他費用	46,715	46,960
営業費用合計	1,824,460	1,679,191
営業利益	5,866,621	5,511,860
経常利益	5,866,621	5,511,860
当期純利益	5,866,621	5,511,860
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,378	8,934
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	5,867,065	5,504,627
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,934	16,167

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第43期 特定期間 (平成25年5月31日現在)	第44期 特定期間 (平成25年11月30日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 17,836,792,007口	1 特定期間の末日における受益権の総数 18,910,617,871口
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)	2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第43期 特定期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	第44期 特定期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)
分配金の計算過程	日々決算を行い、原則として運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計は5,875,999円、分配金額の合計額は5,867,065円であります。	日々決算を行い、原則として運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計は5,520,794円、分配金額の合計額は5,504,627円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第43期 特定期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	第44期 特定期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第43期 特定期間 (平成25年5月31日現在)	第44期 特定期間 (平成25年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	国債証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	国債証券、地方債証券、特殊債券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
----------------------	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第43期 特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）	第44期 特定期間 （自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第43期 特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）	第44期 特定期間 （自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日）
期首元本額	17,963,832,540 円	17,836,792,007 円
期中追加設定元本額	2,738,615,649 円	3,688,023,782 円
期中一部解約元本額	2,865,656,182 円	2,614,197,918 円

2 有価証券関係

第43期 特定期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

(1) 売買目的有価証券の当特定期間の損益に含まれた評価差額

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	24,329 円
合計	24,329 円

(2) 満期保有目的で時価のあるもの

該当事項はありません。

(3) 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

(4) 満期保有目的債券の特定期間末期後における償還予定額

該当事項はありません。

第44期 特定期間（自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日）

(1) 売買目的有価証券の当特定期間の損益に含まれた評価差額

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	17,271 円
地方債証券	△1,768 円
特殊債券	△8,458 円
合計	7,045 円

(2) 満期保有目的で時価のあるもの

該当事項はありません。

(3) 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

(4) 満期保有目的債券の特定期間末期後における償還予定額

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第43期 特定期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

該当事項はありません。

第44期 特定期間（自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成25年11月30日現在)

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第315回利付国債（2年）	1,000,000,000	999,984,970	
	第352回国庫短期証券	1,000,000,000	999,719,810	
	第393回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,962,225	
	第397回国庫短期証券	400,000,000	399,986,184	
	第400回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,870,246	
	第402回国庫短期証券	600,000,000	599,997,344	
	第407回国庫短期証券	1,200,000,000	1,199,846,253	
	第409回国庫短期証券	1,400,000,000	1,399,836,749	
	第410回国庫短期証券	800,000,000	799,895,632	
国債証券小計		10,400,000,000	10,399,099,413	
地方債証券	平成21年度第3回静岡県公募公債（5年）	100,000,000	100,413,896	
地方債証券小計		100,000,000	100,413,896	
特殊債券	第15回株式会社日本政策投資銀行 無担保社債	400,000,000	400,548,784	
	第4回首都高速道路株式会社社債	200,000,000	200,890,472	
	第27回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	100,025,414	
	第11回東日本高速道路株式会社社債	300,000,000	300,258,708	

	第13回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	200,215,360	
特殊債券小計		1,200,000,000	1,201,938,738	
合計		11,700,000,000	11,701,452,047	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年12月30日

I 資産総額	19,508,782,243 円
II 負債総額	200,013,031 円
III 純資産総額（I－II）	19,308,769,212 円
IV 発行済数量	19,308,755,878 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0000 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等
ありません。

2. 受益者に対する特典
ありません。

3. 受益権の譲渡
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成25年12月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年12月末日現在、157本であり、その純資産総額の合計は1,056,395百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	136本	980,140百万円
単位型株式投資信託	12本	41,843百万円
追加型公社債投資信託	1本	19,309百万円
単位型公社債投資信託	8本	15,103百万円
合計	157本	1,056,395百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			5,826,632		4,352,656
2. 有価証券			—		2,000,000
3. 前払費用			62,441		57,091
4. 未収入金			77,488		77,226
5. 未収委託者報酬			733,185		676,084
6. 未収運用受託報酬			420,226		412,970
7. 未収法人税等			18,793		—
8. 未収消費税等			12,034		—
9. 繰延税金資産			191,089		116,960
10. その他			1,405		601
流動資産計			7,343,297		7,693,591
II 固定資産					
1. 有形固定資産			88,781		74,400
(1) 建物	※2	58,355		50,187	
(2) 器具備品	※2	29,529		23,315	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			80,722		69,189
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		76,269		65,893	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,590		433	
3. 投資その他の資産			876,271		533,591
(1) 投資有価証券		144,960		198,667	
(2) 関係会社株式		318,844		7,086	
(3) 長期差入保証金	※1	143,783		142,445	
(4) 繰延税金資産		266,871		184,712	
(5) その他		1,811		679	
固定資産計			1,045,775		677,181
資産合計			8,389,072		8,370,773

		第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			12,858		80,752
2. 未払金			669,772		273,758
(1) 未払収益分配金		540		291	
(2) 未払償還金		5,658		5,658	
(3) 未払手数料		245,117		221,974	
(4) その他未払金		418,456		45,834	
3. 未払費用			337,012		368,212
4. 未払法人税等			—		6,858
5. 未払消費税等			—		24,035
6. 賞与引当金			134,660		206,147

7. 役員賞与引当金			5,200		26,000
流動負債計			1,159,502		985,764
Ⅱ固定負債					
1. 退職給付引当金			404,084		362,699
2. 役員退職慰労引当金			10,201		15,463
固定負債計			414,285		378,163
負債合計			1,573,787		1,363,928
(純資産の部)					
Ⅰ株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,436,626		5,628,577
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,123,836		2,315,787	
株主資本計			6,814,294		7,006,245
Ⅱ評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			990		599
評価・換算差額等計			990		599
純資産合計			6,815,285		7,006,844
負債純資産合計			8,389,072		8,370,773

(2) 【損益計算書】

		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅰ営業収益					
1. 委託者報酬			4,187,140		4,391,282
2. 運用受託報酬			1,900,616		1,640,368
営業収益計			6,087,757		6,031,651
Ⅱ営業費用					
1. 支払手数料			1,749,024		1,941,607
2. 広告宣伝費			55,547		7,158
3. 調査費			1,597,104		1,312,244
(1) 調査費		24,037		20,689	
(2) 委託調査費		1,164,314		916,186	
(3) 情報機器関連費		406,930		373,546	
(4) 図書費		1,821		1,822	
4. 委託計算費			161,805		164,954
5. 営業雑経費			137,838		137,250
(1) 通信費		10,893		9,999	
(2) 印刷費		87,970		92,168	
(3) 協会費		12,198		10,379	
(4) 諸会費		3,039		2,770	
(5) 紹介手数料		23,737		21,931	
営業費用計			3,701,321		3,563,215

Ⅲ一般管理費					
1. 給料			1,544,084		1,283,296
(1) 役員報酬		64,286		72,306	
(2) 給料・手当		1,408,099		1,160,622	
(3) 賞与		71,698		50,367	
2. 法定福利費			188,715		175,566
3. 退職金			9,512		15,559
4. 福利厚生費			3,948		2,650
5. 交際費			2,781		2,809
6. 旅費交通費			23,757		27,294
7. 事務委託費			85,086		73,323
8. 租税公課			15,322		15,824
9. 不動産賃借料			163,084		159,588
10. 退職給付費用			80,520		60,300
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,951		5,262
12. 賞与引当金繰入			134,660		206,147
13. 役員賞与引当金繰入			5,200		26,000
14. 固定資産減価償却費			63,548		56,688
15. 諸経費			93,151		95,739
一般管理費計			2,418,323		2,206,052
営業利益または営業損失（△）			△31,887		262,383

		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅳ営業外収益					
1. 受取配当金	※1		1,238		86,193
2. 有価証券利息			—		601
3. 受取利息			957		879
4. 時効成立分配金・償還金			3,857		249
5. その他			213		899
営業外収益計			6,267		88,824
Ⅴ営業外費用					
1. 為替差損			540		82,502
2. 雑損失			23,079		223
営業外費用計			23,619		82,725
経常利益または経常損失（△）			△49,239		268,481
Ⅵ特別利益					
1. 固定資産売却益	※2		—		134
2. 投資有価証券売却益			12,266		5,943
特別利益計			12,266		6,077
Ⅶ特別損失					
1. 固定資産除却損	※3		3,221		2,540
2. 投資有価証券売却損			102,971		1,090
3. 子会社株式評価損			657		210
4. 希望退職関連費用			351,519		—
特別損失計			458,370		3,841
税引前当期純利益または税引前 当期純損失（△）			△495,343		270,718
法人税、住民税及び事業税			△72,967		△77,758

法人税等調整額		△167,048	156,526
当期純利益または当期純損失 (△)		△255,328	191,950

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第32期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第33期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
株主資本			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,553,447	2,123,836
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	△174,282	—
	当期純利益または当期純損失(△)	△255,328	191,950
	当事業年度変動額合計	△429,610	191,950
	当事業年度末残高	2,123,836	2,315,787
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,866,237	5,436,626
	当事業年度変動額	△429,610	191,950
	当事業年度末残高	5,436,626	5,628,577
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,243,905	6,814,294
	当事業年度変動額	△429,610	191,950
	当事業年度末残高	6,814,294	7,006,245
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	△40,021	990
	当事業年度変動額(純額)	41,012	△391
	当事業年度末残高	990	599
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	△40,021	990
	当事業年度変動額	41,012	△391
	当事業年度末残高	990	599
純資産合計	当事業年度期首残高	7,203,883	6,815,285

	当事業年度変動額	△388,598	191,559
	当事業年度末残高	6,815,285	7,006,844

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度にかかる額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円	※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 142,395千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 84,264千円 器具備品 197,601千円

(損益計算書関係)

第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
----- -----	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取配当金 84,552千円
※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円	※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 134千円 ※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,540千円

(株主資本等変動計算書関係)

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	—
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	—
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	82,760	82,760	—
資産計	7,062,804	7,062,804	—

(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(245,117)	(245,117)	—
④ その他未払金	(418,456)	(418,456)	—
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	—
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,844
③ 長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,826,632	—	—
未収委託者報酬	733,185	—	—
未収運用受託報酬	420,226	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	35,865	—
合計	6,980,044	35,865	—

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
--	-----------------	-------	----

(1) 預金	4,352,656	4,352,656	—
(2) 有価証券			
① その他有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	676,084	676,084	—
(4) 未収運用受託報酬	412,970	412,970	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	136,467	136,467	—
資産計	7,578,179	7,578,179	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(291)	(291)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(221,974)	(221,974)	—
④ その他未払金	(45,834)	(45,834)	—
(2) 未払費用	(368,212)	(368,212)	—
負債計	(641,970)	(641,970)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	7,086
③ 長期差入保証金	142,445
合計	211,732

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	4,352,656	—	—
有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	—	—
未収委託者報酬	676,084	—	—
未収運用受託報酬	412,970	—	—

投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	1,881	94,790	19,777
合計	7,443,593	94,790	19,777

（有価証券関係）

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	△643
	小計	13,664	13,020	△643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は126,963千円であり、売却益の合計額は5,943千円、売却損の合計額は1,090千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	65,146	75,683	10,536
	小計	65,146	75,683	10,536
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,070,354	2,060,784	△9,569
	小計	2,070,354	2,060,784	△9,569
合計		2,135,500	2,136,467	967

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(1) 退職給付債務	△404,084千円	(1) 退職給付債務	△362,699千円
(2) 退職給付引当金	△404,084千円	(2) 退職給付引当金	△362,699千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

3. 退職給付費用に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
退職給付費用		退職給付費用	
勤務費用	69,258千円	勤務費用	55,676千円
確定拠出年金への掛金支払額	11,262千円	確定拠出年金への掛金支払額	4,623千円
退職給付費用	80,520千円	退職給付費用	60,300千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	51,184	78,356
未払事業税	—	1,754
未払社会保険料	7,129	11,094
貯蔵品	1,673	1,598
退職給付引当金	149,998	135,561
割増退職金	126,447	—
子会社株式評価損	1,376	1,451
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	102,879	23,788
減価償却超過額否認	5,826	5,096
繰越欠損金	32,137	62,041
その他	10,932	9,331
小計	489,585	330,075
評価性引当額	△27,482	△28,034
繰延税金資産計	462,102	302,040
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	607	367
未収事業税	3,535	—
繰延税金負債計	4,142	367
繰延税金資産の純額	457,960	301,673

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第32期（平成24年3月31日現在）

税引前当期純損失を計上しているため
注記を省略しております。

第33期（平成25年3月31日現在）

法定実効税率	38.0 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.3 %
住民税均等割	0.8 %
評価性引当額	0.2 %
その他	△ 3.7 %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	29.1 %

(資産除去債務関係)

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有） 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約に係る 敷金の差入(*1)	—	長期 差入 保証金	143,733

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有） 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る 敷金の差入(*1)	—	長期 差入 保証金	142,395

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,295.87円	1株当たり純資産額	6,472.83円
1株当たり当期純損失金額	△235.86円	1株当たり当期純利益金額	177.32円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失（千円）	△255,328	当期純利益（千円）	191,950
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（千円）	△255,328	普通株式に係る当期純利益（千円）	191,950
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 預金			4,752,075
2. 有価証券			2,000,000
3. 前払費用			78,636
4. 未収委託者報酬			628,173
5. 未収運用受託報酬			418,222
6. 繰延税金資産			91,035
7. その他			570
流動資産計			7,968,714
II 固定資産			
1. 有形固定資産			76,277
(1) 建物	※ 1	46,682	
(2) 器具備品	※ 1	28,697	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			61,918
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		57,528	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,526	
3. 投資その他の資産			459,795
(1) 投資有価証券		166,478	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		141,776	
(4) 繰延税金資産		145,427	
(5) その他		727	
固定資産計			597,991
資産合計			8,566,705

		第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			67,159
2. 未払金			334,391
(1) 未払収益分配金		291	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		190,179	
(4) その他未払金		138,262	
3. 未払費用			363,892
4. 未払法人税等			12,397
5. 未払消費税等	※ 2		26,486
6. 賞与引当金			119,025
7. 役員賞与引当金			13,000

流動負債計			936,352
Ⅱ固定負債			
1. 退職給付引当金			368,814
2. 役員退職慰労引当金			18,147
固定負債計			386,961
負債合計			1,323,314
(純資産の部)			
Ⅰ株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金	277,667		
3. 利益剰余金			5,868,164
(1) 利益準備金	175,000		
(2) その他利益剰余金			
別途積立金	3,137,790		
繰越利益剰余金	2,555,374		
株主資本計			7,245,832
Ⅱ評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			△2,441
評価・換算差額等計			△2,441
純資産合計			7,243,391
負債純資産合計			8,566,705

(2) 中間損益計算書

		第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅰ営業収益			
1. 委託者報酬			2,614,054
2. 運用受託報酬			902,939
3. その他営業収益			7,865
営業収益計			3,524,859
Ⅱ営業費用			
1. 支払手数料			1,144,868
2. 広告宣伝費			12,351
3. 調査費			743,149
(1) 調査費		11,548	
(2) 委託調査費		550,622	
(3) 情報機器関連費		180,188	
(4) 図書費		789	
4. 委託計算費			87,006
5. 営業雑経費			74,880
(1) 通信費		4,116	
(2) 印刷費		48,687	
(3) 協会費		4,958	
(4) 諸会費		1,733	
(5) 紹介手数料		15,383	
営業費用計			2,062,256

Ⅲ一般管理費			
1. 給料			587,877
(1) 役員報酬		33,402	
(2) 給料・手当		546,066	
(3) 賞与		8,408	
2. 法定福利費			80,865
3. 退職金			1,842
4. 福利厚生費			1,561
5. 交際費			1,462
6. 旅費交通費			10,279
7. 事務委託費			45,519
8. 租税公課			9,368
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			30,572
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,683
12. 賞与引当金繰入			119,025
13. 役員賞与引当金繰入			13,000
14. 固定資産減価償却費	※ 1		23,695
15. 諸経費			55,017
一般管理費計			1,062,564
営業利益			400,038

		第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅳ営業外収益			
1. 受取配当金			1,809
2. 有価証券利息			767
3. 受取利息			334
4. 為替差益			605
5. その他			9
営業外収益計			3,527
Ⅴ営業外費用			
1. 雑損失			127
営業外費用計			127
経常利益			403,438
Ⅵ特別利益			
1. 投資有価証券売却益			1,552
特別利益計			1,552
Ⅶ特別損失			
1. 投資有価証券売却損			978
特別損失計			978
税引前中間純利益			404,012
法人税、住民税及び事業税			97,349
法人税等調整額			67,075
中間純利益			239,587

（３）中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間(自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,315,787
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	239,587
	当中間会計期間変動額合計	239,587
	当中間会計期間末残高	2,555,374
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,628,577
	当中間会計期間変動額	239,587
	当中間会計期間末残高	5,868,164
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,006,245
	当中間会計期間変動額	239,587
	当中間会計期間末残高	7,245,832
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	599
	当中間会計期間変動額（純額）	△3,040
	当中間会計期間末残高	△2,441
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	599
	当中間会計期間変動額	△3,040
	当中間会計期間末残高	△2,441
純資産合計	当事業年度期首残高	7,006,844
	当中間会計期間変動額	236,546
	当中間会計期間末残高	7,243,391

重要な会計方針

	第34期中間会計期間 (自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日)
--	---

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>8～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 87,768千円
	器具備品 203,324千円
※ 2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
※ 1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 9,228千円
	無形固定資産 14,466千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	4,752,075	4,752,075	—
(2) 有価証券			
① その他有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	628,173	628,173	—
(4) 未収運用受託報酬	418,222	418,222	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	104,278	104,278	—
資産計	7,902,749	7,902,749	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(291)	(291)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(190,179)	(190,179)	—
④ その他未払金	(138,262)	(138,262)	—
(2) 未払費用	(363,892)	(363,892)	—
負債計	(698,284)	(698,284)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券（譲渡性預金）及び投資有価証券（投資信託）

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	5,386
③ 長期差入保証金	141,776
合計	209,362

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	43,600	51,376	7,776
	小計	43,600	51,376	7,776
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,064,616	2,052,902	△11,714
	小計	2,064,616	2,052,902	△11,714
合計		2,108,216	2,104,278	△3,938

(資産除去債務関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（１株当たり情報）

第34期中間会計期間 (自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日)	
１株当たり純資産額	6,691円35銭
１株当たり中間純利益金額	221円32銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	239,587
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	239,587
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

平成25年6月14日付で、定款について以下の変更を行いました。

- ・公告方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・資本金の額 342,037百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成25年9月末日現在)	事業の内容
池田泉州 T T 証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
国府証券株式会社	100	
東海東京証券株式会社	6,000	
東武証券株式会社	420	
新潟証券株式会社	600	
西日本シティ T T 証券株式会社	1,575	
八十二証券株式会社	800	
浜銀 T T 証券株式会社	3,307	
PWM日本証券株式会社	3,000	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
株式会社新生銀行	512,204	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年12月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成25年 6月 7日	臨時報告書
平成25年 8月30日	有価証券報告書
平成25年 8月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 9月 9日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年1月27日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成25年6月1日から平成25年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成25年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)